

鶴居村で起業予定の方・事業を営んでいる方へ！

補助金
対象経費の
2分の1以内

つるい未来へつなぐ商工観光経済活性化支援事業

鶴居村では、地域の商工観光経済の活性化を目的に、村内で起業※を予定している方、既に事業※を営んでいる方を対象に、対象経費の2分の1（限度額有り）を補助します。

※補助対象業種に制限があります。

補助対象事業の紹介

1. 新規開業支援事業（最大850万円（条件付き）・対象経費の1/2以内）
起業するために必要な施設の整備及び改修等を行う事業
（工事請負費・委託費・備品購入費）
2. 新分野進出支援事業（最大850万円（条件付き）・対象経費の1/2以内）
既存の村内事業者が新分野に進出し、新たに開始する事業
（工事請負費・委託費・備品購入費）
3. 事業継続支援事業（最大250万円・対象経費の1/2以内）
安定的な事業継続を図るために行う事業
（報償費・広告宣伝費・工事請負費・委託費・備品購入費）
4. 観光推進事業（最大500万円・対象経費の1/2以内）
村内観光業の推進に資する旅館業法（昭和23年7月12日法律第138号）に基づく
宿泊施設の整備及び改修等を行う事業
（工事請負費・委託費・備品購入費）

○対象者

村内において起業を予定している者、または、村内で5年以上事業を営んだ実績のある者
※以下の業種については補助対象外となります。

農業、林業、漁業（「水産養殖業」を除く。）、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、
電気・ガス・熱供給・水道業、運輸業、郵便業、金融業、保険業など
※その他の制限もありますので、担当窓口までご確認ください。

○補助対象事業の下限額

補助金額50万円以上（補助対象経費で100万円以上）

○事業期間

2事業年度以内

○申請方法

村が別に定めた期間内に、以下の書類を提出する

- ・補助金交付申請書（様式第1号）
- ・事業計画書及び収支計画書（様式第2号）
- ・国税、道税、市町村税等の納税状況を確認できる書類
- ・住民票（個人）または、登記事項証明書及び定款の写し（法人）
- ・事業計画に係る見積金額等が分かる資料

まずは、担当窓口まで相談してください！

【問い合わせ】 鶴居村役場 産業振興課 商工観光係
TEL：0154-64-2114